

## 令和2年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年6月11日

- |       |              |                                    |
|-------|--------------|------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第38号       | 芸西村税条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第2  | 議案第39号       | 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例             |
| 日程第3  | 議案第40号       | 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例              |
| 日程第4  | 議案第41号       | 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例                |
| 日程第5  | 議案第42号       | 芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例         |
| 日程第6  | 議案第43号       | 令和2年度芸西村一般会計補正予算（第1号）              |
| 日程第7  | 議案第44号       | 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第8  | 議案第45号       | 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第9  | 議案第46号       | 令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）       |
| 日程第10 | 発議第3号        | 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書 |
| 日程第11 | 議員派遣の件       |                                    |
| 日程第12 | 閉会中の継続調査の申し出 |                                    |

招集年月日 令和2年6月11日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	<del>教育次長</del>	<del>佐藤 大輔</del>	<del>総務課長補佐</del>	<del>池田 豪</del>
<del>健康福祉課長補佐</del>	<del>池田 加奈</del>	<del>産業振興課長補佐</del>	<del>長崎 寛司</del>	<del>企画振興課長補佐</del>	<del>藤川 薫</del>

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

## 【議事の経過】

令和2年6月11日（木）

[9:00 開会]

### 《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、議案第38号芸西村税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第38号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第2、議案第39号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。この条例は、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人に対して、保険料を減免するというものですが、どのくらいの収入が減った人が対象になるのか、また、どのように減額とか免除をするのか、そしてそのためにはどのような手続きを取ればよいのか、その周知をどのようにするのかお尋ねします。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。国民健康保険において、特別な事情がある被保険者に対し、市町村はその判断により保険税の減免を行うことができるとされているところですが、4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の減免等を行うとされ、国から財政支援の対象とされていることから今回減免を行うとしたものです。

対象となる者は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯は全額減免できます。また収入減による場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、その減少額が前年の10分の3以上であること、前年の合計所得金額が1000万円以下であること、減少することが見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であることとなっております。

減免の対象となる保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものとなっております、今回の条例改正により、納期限後でもさかのぼって減免が可能となります。

申請には、減免申請書に罹患したことが分かる証明書、または収入が減少したことが分かる書類などを添付して申請していただくことになります。

なお、詳しい内容は規則で定めることとしており、現在作成中で決まり次第、ホームページや納税通知に同封するなどし、周知していく予定です。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第39号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第40号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第40号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第4、議案第41号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

これも、先ほどの条例と同じですけれども、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人に対して、減免するというものですが、これもどのくらいの収入が減った人が対象になるのか、どのように減額を行うのか、どのような手続きを取ったらよいのかお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長  
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。介護保険制度の減免制度の対象についてでございますが、同一世帯の主たる生計維持者がお亡くなりになった場合や、重篤な傷病を負った場合は全額減免になります。また、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる方につきましては、前年度と比べ事業収入が3割以上の減少が見込まれる方で、減少することが見込まれる事業収入以外の所得の合計が400万円以下の方が一部減免の対象になります。

手続きの方法としましては、死亡の場合は死亡診断書の写し、重篤な症状の場合には入院勧告書や医師の診断書の写しの提出が必要になります。事業収入等の3割以上の減少が見込まれる方につきましては、給与支払明細書や給与証明書の写し、帳簿の写しなど収入の状況が分かる書類の提出が必要になります。

周知の方法につきましては、7月に送付します令和2年度の介護保険料額決定通知書に今回の減免制度のお知らせを同封することを予定しております。

金額につきましては、個々の所得の減少比率や前年所得の金額などを基に計算しますので、詳細な計算方法とか額とかいうのは示せませんので、ちょっと説明のほうは差し控えたいと。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第41号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第5》

○ 竹内 英樹 議長

日程第5、議案第42号芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第42号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第6、議案第43号令和2年度芸西村一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。4番、仙頭です。14ページの25款5項15目需用費の消耗品についての内訳についてお聞きします。内訳をお願いします。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

仙頭議員の質疑のお答えいたします。この消耗品841万5000円の財源は、7ページにあります総務国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を当てるようになっており、交付決定は6月末予定になっております。従って、今季作ほとんど終了しますので、時期作が出荷される10月以降とさせていただいております。内訳ですが、行政報告にもありましたように、保幼小中、公共機関等々に約50ヵ所、26週間花を買うようにしております。この件につきましては、花卉部長から村長との協議の場を設けてほしいとの申し入れがありまして、5月25日に花卉部長はじめそれぞれの部会長、JA所長とも同席した上でご説明をさせていただいております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質疑をします。行政報告にもありましたように、当村の産業の中で新型コロナウイルス感染症の影響が一番受けているのは花卉部だと思います。花卉部の売り上げの低下は、早い段階から聞こえていました。影響が出始めた当初から村単独で、金額は少額でも今回のような事業には取り組めなかったかをお聞きします。

東日本大震災の時にも、同様に花卉部の売り上げは低下しましたが、今回のように世界規模で一個人や一団体が何とかできるレベルでないことは、誰もが感じるのだと思います。今回は、行政がスピード感を持って、村単独であっても対応していくべきだったと思います。スピード感のある施策が村民にとって安心感や当村に住んで良かったと思えるという気持ちを生むのではないのでしょうか。村長の見解をお聞きします。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。仙頭議員からの質疑にお答えをいたします。確かに各種施策がスピード感を持って行われるべきだというのは、私も本当にそういうふうに思っておりまして、なかなか花卉部の現状はお伺いは一部してございましたけれども、その全容がなかなか明らかでなかったということ、それから他の分野の方々の情報収集にも努めておったというようなところもございまして、非常にスピード感、結果的に言えば、スピード感に欠けておったという部分のご指摘は当たっておるというふうには思います。併せまして、ふるさと納税の返礼品として、母の日月間というふうなのを設けて、積極的にはアピールさせていただきましたけれども、花卉部の皆さまとの意見交換の場でも、先ほど課長が答弁しましたように、こうした支援策を打ち出していきますけれども、また追っ付け、国からの給付金がまいりますので、そこで知恵を絞っていきますというふうなことをお約束をさせていただきました。今後もその辺のところを情報収集に務めていきたいと

いうふうに思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 43 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 43 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 7、議案第 44 号令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 44 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 44 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 8、議案第 45 号令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 45 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 45 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 竹内 英樹 議長

日程第9、議案第46号令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題にします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第46号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第46号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第10》

○ 竹内 英樹 議長

日程第10、発議第3号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

読み上げまして提案理由とさせていただきます。(発議第3号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書を読み上げて説明)

よろしくをお願いします。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第3号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第11》

○ 竹内 英樹 議長

日程第11、議員派遣の件を議題にします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

#### 《日程第12》

○ 竹内 英樹 議長

日程第12、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること



に、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

### 《 閉 会 》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和2年第2回芸西村議会定例会を閉会します。

〔9：26 閉会〕